

I 2013（平成 25）年度

「経営系専門職大学院認証評価」の結果について

① 大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価

本協会の評価事業は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人 大学基準協会定款第3条）ことを目的としております。経営系専門職大学院認証評価事業については、より具体的には

- (1) 本協会が定める経営系専門職大学院基準に適合していることをもって、社会に対しその質を保証する
- (2) 評価結果の提示とその後の改善報告書の提出、その検討というアフターケアを通じて、当該大学経営系専門職大学院の改善を支援する

という目的の下に行っています。

こうした目的の下、2008（平成20）年度より経営系専門職大学院認証評価を開始いたしました。特に、社会に対して保証する「質」については、当該経営系専門職大学院が法令上の基準を遵守した上で、自身の掲げる目的の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価活動を改善へと結びつけ、自己改善を進めていくシステムを持っていることの2点を重視しています。

② 2013（平成25）年度 経営系専門職大学院認証評価への申請経営系専門職大学院

（大学名五十音順）

- （国 立）小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻
- （国 立）香川大学大学院地域マネジメント研究科地域マネジメント専攻
- （国 立）九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻
- （私 立）芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科工学マネジメント専攻
- （私 立）中央大学大学院国際会計研究科国際会計専攻
- （私 立）東京理科大学大学院イノベーション研究科技術経営専攻
- （私 立）同志社大学大学院ビジネス研究科ビジネス専攻
- （公 立）兵庫県立大学大学院経営研究科経営専門職専攻
- （私 立）法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻
- （私 立）明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科グローバル・ビジネス専攻
- （私 立）早稲田大学大学院ファイナンス研究科ファイナンス専攻

③ 経営系専門職大学院認証評価の組織体制

2013（平成25）年度の経営系専門職大学院認証評価においては、上記申請経営系専門職大学院に対応して次のような組織体制を整え、具体的な評価活動を行いました。

経営系専門職大学院認証評価の中心となる経営系専門職大学院認証評価委員会（委員20名）の下に、11の経営系専門職大学院認証評価分科会を設置し、44名の主査・委員がこれに参加して、評価にあたりました。経営系専門職大学院認証評価分科会主査・委員は、経営系大学院を設置する大学によって当該経営系大学院から推薦された候補者及

び経営の実務経験を有する者の中から、理事会が選出した者によって構成されています（2013（平成 25）年度の経営系専門職大学院認証評価の組織体制については【資料 1】、委員会、分科会等の名簿については【資料 2】参照）。

④ 経営系専門職大学院認証評価の経過

(1) 書面による評価

上記分科会に関わる主査は、申請のあった経営系専門職大学院から提出された資料を基に「概要メモ」を作成するとともに、委員は評価者研修セミナーに参加した後、申請のあった経営系専門職大学院から提出された資料及び「概要メモ」を基に、自らの評価所見をまとめ、それぞれの分科会に臨みました。各分科会では、委員の評価所見を基に主査がまとめ、分科会での審議結果を委員が分担執筆して分科会報告書（案）として取りまとめました。

(2) 経営系専門職大学院認証評価における実地調査の実施

各分科会における書面評価終了後に経営系専門職大学院認証評価に申請のあった 11 経営系専門職大学院に対してそれぞれ実地調査を行いました。

実地調査の目的は評価の正確さを期すことにあります。書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、書面のみでは把握が難しかった施設・設備の状況などを実際に確認しました。併せて、学生インタビューや授業見学、資料の閲覧も行いました。これらの取組みにより、実地調査の実効性を高めることに努めました。

(3) 経営系専門職大学院認証評価委員会における評価結果（案）の作成

実地調査等の結果を反映させた上で提出された各分科会の分科会報告書（最終）をもとに、経営系専門職大学院認証評価委員会正・副委員長会で作成した評価結果（委員長案）を経営系専門職大学院認証評価委員会で審議し、委員会としての評価結果（委員会案）を作成しました。その後、同委員会案を各申請経営系専門職大学院に送付しました。

評価結果（委員会案）を受け取った経営系専門職大学院は、事実誤認等があった場合、同委員会案に対して「意見申立」を行うことができます。今年度は、8 経営系専門職大学院から意見申立がなされました。経営系専門職大学院認証評価委員会では、当該経営系専門職大学院から提出された資料を中心に事実誤認の有無と意見申立の採否を審議し、評価結果（委員会案）に対して必要な修正を行いました。

(4) 理事会による評価結果の承認

意見申立の手続により必要な修正を行った評価結果（最終案）については、2014（平成 26）年 3 月 11 日開催の第 484 回理事会に諮りました。その結果、2013（平成 25）年度に経営系専門職大学院認証評価を申請した 11 経営系専門職大学院の評価結果について承認され、本年度の経営系専門職大学院認証評価が終了しました。

なお、2013（平成 25）年度に経営系専門職大学院認証評価を受けた経営系専門職大学院の評価結果の詳細内容については、「Ⅱ 各申請経営系専門職大学院に対する認証評価結果」をご参照ください。

⑤ 経営系専門職大学院認証評価結果の概要

2013（平成 25）年度に経営系専門職大学院認証評価を申請した 11 経営系専門職大学院のうち、11 経営系専門職大学院を経営系専門職大学院基準に適合しているものとして認定しました。

(1) 経営系専門職大学院認証評価の結果、経営系専門職大学院基準への適合認定を行った経営系専門職大学院

- (国 立) 小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻
- (国 立) 香川大学大学院地域マネジメント研究科地域マネジメント専攻
- (国 立) 九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻
- (私 立) 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科工学マネジメント専攻
- (私 立) 中央大学大学院国際会計研究科国際会計専攻
- (私 立) 東京理科大学大学院イノベーション研究科技術経営専攻
- (私 立) 同志社大学大学院ビジネス研究科ビジネス専攻
- (公 立) 兵庫県立大学大学院経営研究科経営専門職専攻
- (私 立) 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻
- (私 立) 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科グローバル・ビジネス専攻
- (私 立) 早稲田大学大学院ファイナンス研究科ファイナンス専攻

(2) 経営系専門職大学院基準への適合認定を行った経営系専門職大学院に対する提言

上記の経営系専門職大学院には、一層の充実のため、本協会として「検討課題」及び「勧告」の提言を付しています。

各指摘は、各経営系専門職大学院からの申請資料に基づく書面評価や実地調査の結果に加え、前述の意見申立の手續等による当該経営系専門職大学院からの意見を参考に、実態に即した指摘となるよう留意しました。

なお、上記の経営系専門職大学院は、認証評価結果に付された「検討課題」及び「勧告」についての「課題解決計画」及び「改善計画」を改善報告書に取りまとめ、評価結果を受領した半年後に本協会宛に提出するとともに、経営系専門職大学院認証評価委員会において計画の概要の総合的な説明（プレゼンテーション）を行うこととなります。さらに、「勧告」についての改善状況を改善報告書に取りまとめ、原則として 2016（平成 28）年 7 月末までに、これを本協会宛に提出することとなります。

⑥ 改善報告書について

本協会では、経営系専門職大学院認証評価の結果、経営系専門職大学院基準に適合している旨の認定を受けた経営系専門職大学院に対して、必要に応じて「長所」、「特色」、「検討課題」及び「勧告」を付しています。「勧告」を付された経営系専門職大学院は、これに誠実に対応し、早急に改善措置を講じる必要があります。また、「検討課題」を付された経営系専門職大学院は、検討課題として指摘された事項について十分に検討し、一層の改善に努める必要があります。

「検討課題」及び「勧告」が付された経営系専門職大学院は、それらの事項について本協会が指定する期日までに改善報告書を提出することになっています。この「改善報告書」の制度は、本協会の経営系専門職大学院認証評価の特色のひとつであり、経営系専門職大学院認証評価を一過性のものに終わらせず、新たな改革へとつなげるための重要なシステムです。

⑦ 教育課程又は教員組織の重要な変更に伴う届出について

本協会の経営系専門職大学院認証評価を受けた経営系専門職大学院を設置する大学は、次の認証評価を受ける前に、当該経営系専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があった場合に、変更にかかる事項について本協会に届け出ることが義務づけられています。

この届出がなされた場合、経営系専門職大学院認証評価委員会は、当該経営系専門職大学院の意見を聞いた上で、必要に応じ、当該経営系専門職大学院の認証評価結果に当該事項を付記するなどの措置を講じることになります。

⑧ 追評価について

本協会の経営系専門職大学院認証評価の結果、経営系専門職大学院基準に適合していないと判定された大学は、その判定に至った問題事項を対象とする追評価を申請することができます。追評価申請に際して、申請大学は「不適合」判定の問題事項に対する追評価改善報告書を本協会に提出し、これを受けて本協会は、経営系専門職大学院認証評価委員会において評価のうえ、改めて「適合」又は「不適合」の判定を行います。なお、追評価の申請は、経営系専門職大学院認証評価を受けた翌年度又は翌々年度に限られています。また、追評価の結果、経営系専門職大学院基準に適合していないと判定された大学が、改めて追評価を申請することはできません。

⑨ 大学基準協会の評価の充実に向けて

多面的な大学評価システムが誕生しつつある中、2004（平成16）年度より認証評価制度が開始されたことも踏まえ、現在、本協会は、これまで培ってきた実績をもとに、透

明性・公正性の高い「第三者評価機関」として中心的な役割を果たすべく、評価システムの改善・充実に取り組んでいます。例えば、書面評価の方法や実地調査の充実をはじめとする評価プロセスの改善など、さまざまな検討を重ねています。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える評価を発展させる努力を行ってまいります。何とぞご支援をいただきますようお願いいたします。